

# **王寺町いじめ防止基本方針**

**平成28年12月**

**王寺町**

## 目 次

はじめに .....	1
『いじめの定義』「いじめ防止対策推進法」より .....	1
第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方 .....	2
1. いじめの未然防止 .....	2
2. いじめの早期発見 .....	2
3. いじめへの対処 .....	3
4. 地域や家庭との連携 .....	3
5. 関係機関との連携 .....	3
第2章 いじめの防止等のために王寺町が実施する取組 .....	4
1. 王寺町いじめ問題対策連絡協議会の設置 .....	4
2. 教育委員会における附属機関の設置 .....	4
3. 教育面で実施すべき施策 .....	4
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組 .....	5
1. 学校いじめ防止基本方針の策定 .....	5
2. 学校におけるいじめの防止等のための組織に係る機能強化 .....	5
3. 学校におけるいじめの防止等に関する措置 .....	6
第4章 家庭における取組 .....	7
1. 家庭における教育 .....	7
2. いじめを受けた子どもの保護者及び関係機関等との連携 .....	8
3. 学校等によるいじめの防止等のための措置への協力 .....	8
第5章 地域や関係機関等の取組 .....	8
1. 地域における取組 .....	8
2. 関係機関等における取組 .....	8
第6章 重大事態への対処 .....	8
1. 基本的な取組 .....	8
2. 教育委員会又は学校による調査 .....	9
3. 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置 .....	10
第7章 その他 .....	11
附 則 .....	11
【資料1】 個人別生活カード .....	12
【資料2】 いじめの防止等対応の流れ .....	13

## 《はじめに》

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある決して許すことができない人権尊重の精神に反する行為です。そのため本町では、いじめ問題への対応は学校・家庭・地域における最重要課題の一つであり、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努め、迅速で適切な解決を図ることを第一として取り組んでいます。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、就学前より学齢期・青年期に至るまで、自尊感情を育成し、規範意識を高めるための継続的な取組により、いじめをしない・いじめをさせない・いじめを許さない児童生徒を育成し、家庭や学校とともに、地域や児童生徒に関わる機関等が連携・協働し、児童生徒の「生き抜く力」を育みます。自分が他者から愛され信頼されている掛け替えのない存在であると感じられるのと同様に、自分や他者を大切にしようとする気持ちが、いじめを許さない姿勢につながっていきます。また、多様な見方や考え方を受け入れ、善悪を正しく判断し、自他の尊厳を守るための行動力を身に付けることも重要であると考えます。そのためには、学校が一丸となって組織的に対応することは勿論ですが、いじめの未然防止のために、地域住民総がかりで取り組むことが不可欠であると考え「王寺町いじめ防止基本方針」を策定しました。この方針には、本町のこれまでの取組に加え、更なるいじめの未然防止、いじめの早期発見及び対処のための具体的な対策等を示しています。

## 《いじめの定義》「いじめ防止対策推進法」より

### 【第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【第2条第2項】

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

### 【第2条第3項】

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

### 【第2条第4項】

この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると考えられるものがあります。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要です。

## 第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1. いじめの未然防止

いじめ防止等のためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

全ての児童生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない・許さない社会をつくるために、地域の教育力を高めることが重要です。

### 2. いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくく形で行われることを認識する必要があります。したがって、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い

段階から適切な関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努めることが重要です。

#### ○主な取組例

- ・教職員の教育相談などの研修の実施
- ・定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- ・学級担任をはじめそれぞれのケースに応じた適任者による教育相談体制の整備
- ・校務分掌に教育相談部をつくるなど、情報の共有と連携できるチームづくり
- ・児童生徒・保護者への学校内外の教育相談窓口の周知

### 3. いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関との連携が必要です。

このため、平素より、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校として組織的な対応を可能とするような体制整備が重要です。

#### ○主な取組例

- ・「心の教室」相談員やスクールカウンセラー等の専門家や相談機関との連携
- ・「個人別生活カード」【※12頁 資料1】 等による記録の徹底と活用

### 4. 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、平素から学校が積極的に地域や家庭と連携していくことが望まれます。

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有していますが、家庭において社会的な規範意識を養うためには、地域との連携が重要です。例えばPTAや地域の関係団体等が、いじめ問題を含めた児童生徒の現状を理解するとともに、学校と地域、家庭が組織的に連携し、協働して取り組むことが必要です。

#### ○主な取組例

- ・地域の人々による学校教育への支援
- ・「あいさつ+1（プラスわん）運動」の取組による地域のつながりや、児童生徒の見守り
- ・児童生徒のボランティア活動や地域行事への積極的な参加

### 5. 関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要です。そのためには平素から関

係機関の担当者との連携や連絡会議を開催するなどして、情報共有体制を構築しておくことが重要です。

○主な関係機関

奈良県教育委員会、奈良地方法務局、県こども家庭相談センター、西和警察署、医療機関などの専門機関 など

第2章 いじめの防止等のために王寺町が実施する取組

1. 王寺町いじめ問題対策連絡協議会の設置 【※参照 13頁 資料2】

いじめの防止等に関する機関及び団体等の連携を図るため、条例の定めるところにより「王寺町いじめ問題対策連絡協議会（以下「いじめ対策協議会」という。）」を設置します。その構成員は、学校、町、教育委員会、奈良地方法務局、県こども家庭相談センター、西和警察署など実情に応じて決定します。

2. 教育委員会における附属機関の設置【※参照 13頁 資料2】

教育委員会といじめ対策協議会の円滑な連携の下に、王寺町いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等を実効的に行うようにするため、条例の定めるところにより教育委員会に附属機関として「王寺町いじめ対策調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）」を設置します。いじめ調査委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めます。

いじめ調査委員会の主な機能は以下のとおりとします。

- 教育委員会の諮問に応じ、王寺町いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行います。
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び重大事態の発生を防止するため必要な措置に対する提言を行います。

3. 教育面で実施すべき施策

(1) 人権意識を高める取組の推進

- 学校教育における人権教育資料と研修の充実
- 王寺町人権教育研究会をはじめ北葛城郡人権教育研究会・奈良県人権教育研究会・全国人権教育研究協議会との連携
- 王寺町人権教育推進協議会の取組
  - ・「人権を確かめ合う日」街頭啓発活動
  - ・広報誌「なかま王寺」の発行
  - ・王寺町人権学習懇談会

(2) 道徳性とお互いを大切にする気持ちを高める取組の充実

- (3) 体験活動や児童生徒が自主的に行う活動の支援・推進
  - 小・中学生の野外活動及び山村体験活動
  - おうじキッズフェスティバル
  - 菩提キャンプ場での体験活動
  - やわらぎ会館や各公民館での事業（例：音楽のあるまちづくり事業 等多数）
- (4) いじめに関する通報及び相談を受ける体制の整備
- (5) カウンセリング事業及び学校支援事業の充実
  - 「心の教室」相談員の配置の充実
  - 王寺町教育相談の開設
  - 「ふれあいフレンド」及び「学校いきいきプラン」講師の配置の充実
- (6) 教職員の資質能力の向上、生徒指導体制等の充実
  - 校園長会及び生徒指導連絡協議会での情報共有と協議
- (7) 学習支援の充実
  - 寺子屋塾「雪丸サポートスクール」の実施
  - 奈良学園大学の学生ボランティアなど学習支援員の協力
- (8) 学校と家庭・地域が組織的に連携する体制整備
  - P T A連絡協議会、家庭教育学級
  - 保護者への啓発
  - 王寺町生徒指導連絡協議会と民生主任児童委員、保護司との懇談会
  - 学校・地域パートナーシップ事業
  - 関係機関や地域の大学等を含む関係団体等との連携、協力体制の構築

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

#### 1. 学校いじめ防止基本方針の策定 【※参照 13頁 資料2】

学校は、国及び県の基本方針等を参照し、学校としてのいじめ防止等のための方向性や取組について、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。そして、これまでの取組を振り返り、P D C Aサイクルにより、更に実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて基本方針の見直し等を行っています。また、見直した内容等は公表することとしています。

#### 2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化

各学校は、いじめの防止等の措置を実効的かつ組織的に行うため、教育委員会と適切に連携の上、その中核となる常設の組織として「いじめ防止対策委員会」を設置しています。いじめに関するアンケートの見直しや、教育相談体制が組織的に運営されているか、いじめの防止等に関する事項を常に点検することにより、組織の機能強化を図ります。

### 3. 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止等のための年間指導計画の作成

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、年度当初にいじめの防止等に関わる年間指導計画を作成します。

年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態や学校行事等との関連を十分に考慮するとともに、保護者や関係機関との連携等に留意します。

なお、年間指導計画を常に点検し、必要に応じて見直しを図ります。

#### (2) いじめの防止

児童生徒一人ひとりに応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い、互いに尊重する集団づくりに取り組みます。「暴力を伴わないいじめ」であつても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうことから、いじめを許さない雰囲気が醸成されるように努めます。

そして、家庭や地域等と連携し、共通理解の下、児童生徒に関わる体制を構築します。

##### ○教職員が真摯に児童生徒と向き合うことができる体制の構築

- ・教職員の指導力向上
- ・校内指導体制の確立
- ・教職員と「心の教室」相談員及びスクールカウンセラーとの連携

##### ○児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成

##### ○児童生徒の道徳性とお互いを大切にする気持ちを高める取組の充実

##### ○児童（生徒）会活動や学級活動で、「なかまづくり」・「いじめ撲滅」・「いのちの尊さ」を呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動の推進

##### ○いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進

##### ○授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進

- ・授業改善
- ・個別の学習支援活動の充実
- ・児童生徒が主体的に学び、表現力・判断力・思考力を身に付けることを目指したアクティブラーニング（A L）の実践

##### ○情報教育の充実

- ・情報モラル教育の推進
- ・家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発

##### ○保護者・地域・関係機関との連携

- ・保護者への啓発
- ・家庭や地域、関係機関等にいじめ問題への取組状況に関する情報提供

### (3) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい状況で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われたりします。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わり、いじめを積極的に認知することが必要です。

#### ○教育相談体制の充実

- ・相談窓口の設置
- ・校外の相談窓口の周知
- ・「心の教室」相談員やスクールカウンセラー等の専門家との連携

#### ○情報の収集と行動観察

- ・定期的なアンケート調査や個人面談、必要に応じた家庭訪問の実施
- ・「いじめのサイン発見シート」など保護者への配布
- ・休憩時間や放課後の様子、部活動なども含めた丁寧な行動観察

#### ○「個人別生活カード」等の活用による情報収集及び教職員間の連携と情報共有

### (4) 早期対応・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒をいじめから守るとともに、ケア等の必要な支援を行います。また、加害児童生徒に対しても、その行為について毅然とした態度で指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、教育的配慮の下、指導することが必要です。これらの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関と連携しながら取り組むことが重要です。

#### ○正確な情報の把握と適宜の情報修正

#### ○指導方針の決定と全教職員の共通理解及び役割分担

#### ○「個人別生活カード」等による記録とその活用

#### ○事象の内容等について教育委員会への報告

#### ○被害・加害児童生徒及び周囲の児童生徒それぞれへの継続的な指導と支援

#### ○転出入がある場合、相手校との情報共有

## 第4章 家庭における取組

### 1. 家庭における教育

言うまでもなく、家庭は、子どもの健やかな成長の基盤を担っています。家庭を土壌とした健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深めることにより、子どもはいのちの尊さを実感し、自尊感情が育まれます。また、家庭の温かい雰囲気の中で子どもの心は安定し、情緒的な結びつきやお互いを大切にする気持ちが育まれます。

保護者は、子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うなど必要な基本

的生活習慣を身に付けさせる必要があります。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努める必要があります。

## 2. いじめを受けた子どもの保護者及び関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるよう努めるものとします。

## 3. 学校等によるいじめの防止等のための措置への協力

保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力するよう努めるものとします。

また、大人がその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して「いのちの教育」を推進します。

## 第5章 地域や関係機関等の取組

地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション力を育成できる取組を推進する必要があります。各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を依頼するものとします。

### 1. 地域における取組

いじめの防止等の推進のために、見守り等を行い、いじめが疑われる行為に対しては、声かけ、学校への連絡等を行います。

### 2. 関係機関等における取組

児童生徒の健全な成長を願う関係機関等や団体等において、いじめの防止等の取組を推進します。

○関係機関等や団体等の例：王寺町地域ぐるみ児童生徒健全育成推進協議会 等

## 第6章 重大事態への対処

### 1. 基本的な取組

学校において重大事態が発生した場合は、教育委員会は迅速に状況等を把握し、教育委員へ報告を行うとともに、対処や方針等を決定する際は教育委員会を招集します。また、教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第4項に基

づき、必要に応じ町長に対して総合教育会議の招集を求めることがあります。

#### 《重大事態の例》

##### ○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自死あるいは自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

##### ○相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間の欠席日数の目安を30日としますが、児童生徒が一定の期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識することがあります。

##### ○その他の場合

- ・児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあり、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識することがあります。

※ 重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなど配慮を要する必要があります。

## 2. 教育委員会又は学校による調査

教育委員会又は学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとします。

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ○重大事態の報告

重大事態と認知した場合、迅速に報告を行います。

学校 → 王寺町教育委員会 → 町長

#### ○調査の主体

- ・教育委員会は、学校からの報告を受けた際、学校又は教育委員会のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断します。
- ・学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、内容・方法・時期など必要な指導や適切な支援を行います。
- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態発生の防止に、必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合、または、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が主体となっ

て調査を行います。

○調査を行う組織

学校の調査組織、又は教育委員会が設置した調査組織等において調査を行います。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合は、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保するものとします。

○事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- ・いつ頃から
- ・誰から行われ
- ・どの様な様態であったか
- ・いじめを生んだ背景
- ・児童生徒の人間関係の問題点
- ・学校、教職員、保護者の対応

などの事実関係を可能な限り明確にします。

調査の際は、客観的な事実関係等を速やかに調査しますが、調査行為による二次被害を生じさせないように十分な配慮が必要です。

(2) 調査結果の報告及び提供

○調査結果の速やかな報告

学校 → 王寺町教育委員会 → 町長

○いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、当該調査により明らかになった事実関係等その他の必要な情報を提供するものとします。情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するとともに、関係者の個人情報にも十分配慮し、いじめを受けた児童生徒やその保護者が納得できるように丁寧な説明を心掛けます。

3. 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

前項の規定による重大事態の調査報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、外部委員により構成された第三者委員会を設ける等の方法により、調査結果について再調査を行うことができるものとします。

＜再調査を行うための組織＞ 【※参照 13 頁 資料2】

町長による再調査は「王寺町いじめ問題に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）」を設けて調査を行います。

当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない外部委員（例えば、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等）を事案に応じて選任し、公平性・中立性が確保されるよう努めます。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

再調査を行ったとき、町長はその結果を町議会に報告するものとします。

再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要な措置を講じます。

第7章 その他

王寺町いじめ防止基本方針は、国及び県の動向や実情に応じながら、いじめの情勢の推移等を踏まえ、適宜見直し等を行うものとします。

附 則

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条により、王寺町立小中学校は、平成26年4月1日「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。本町として、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努め、迅速で適切な解決を図ることを第一として平成28年12月19日「王寺町いじめ防止基本方針」を策定しました。

## 個人別生活力一栏

### 【資料1】

年 組 番	氏名
-------	----

NO.	
-----	--

年・月・日(曜)	把握した事象等	行つた指導・支援等	確認欄

## 《いじめの防止等対応の流れ》 【資料2】

